

【会議の名称】 古賀市特別職報酬等審議会(第1回)

【日時・場所】 平成26年12月11日(木)19:00～21:00 市役所501会議室

【主な議題】

1. 市長あいさつ及び辞令交付
2. 自己紹介
3. 会長の互選
4. 諮問
5. 審議会の公開
6. 現状報告及び審議資料説明
7. その他

【傍聴者数】 0人

【出席委員等の氏名】

宗像優会長、石原豊子委員、高原朱美委員、長崎信隆委員、野村和毅委員、古川優子委員、宮本勇雄委員、三輪朋之委員、安武太委員

事務局 副市長:坂本正美(市長が所用で欠席のため副市長が出席)、総務部長:横田昌宏、人事課長:渋谷倫男、人事課参事補佐兼行政管理係長:村山晶教、人事課行政管理係:中尾一郎

【庶務担当部署名】 総務部 人事課 行政管理係

【委員に配布した資料の名称】

資料番号	名称
—	平成26年度古賀市特別職報酬等審議会(第1回)次第
1	平成26年度古賀市特別職報酬等審議会委員 名簿
—	特別職の報酬等について(諮問)
—	傍聴要領
2	古賀市特別職報酬等審議会条例
3	古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(抄)
4	古賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(抄)
5	特別職の報酬及び給料
6	特別職報酬等の改正経緯
7	過去の市長等の給料月額及び議会議員の報酬月額改定状況
8	福岡県内各市(政令市を除く)との比較
9	福岡県内各市(政令市を除く)の特別職の報酬・給料月額の状況
10	福岡県内各市(政令市を除く)の基礎データ
11	古賀市一般会計決算・予算資料
12	県内各市における主な財政指数
13	主な財政用語

【審議の内容】

1. 市長あいさつ及び辞令交付(市長欠席のため副市長)

■副市長

こんばんは。副市長の坂本と申します。よろしくお願ひ申しあげます。本日は夜の遅い時間、また年末のお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。

先ほども話でしたが、今回の報酬等審議会につきましては、委員の皆様には快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。この審議会につきましては、前回平成 18 年度に開催されています。今回は 8 年ぶりということでございます。この間、平成 19 年度から 22 年度までは行財政改革で事業の見直し等を行い、その後も市政運営しているわけですが、その間、社会情勢も変化し、周辺自治体等の内容等も含め、皆様方から、私共や議員の報酬等が適正かどうかご審議いただきたいと思っております。

今までの流れを簡単に申しますと、平成 13 年度に議員の報酬等のご審議をお願いし、増額の答申がออกมาして、平成 14 年に議員報酬の増額を行っています。それ以降、平成 16 年度、18 年度にも審議会がございましたが現状維持ということで、それ以来の開催でございます。

委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、慎重審議を踏まえ適正な額のご意見をいただきたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

[副市長から委員に対し辞令交付]

[特別職報酬等審議会の説明]資料5・6

#### ■人事課長

続きまして、自己紹介に入らせていただきます前に、この古賀市特別職報酬等審議会とはどういうものであるかということを中心に簡単に説明させていただきます。

まず、特別職の報酬及び給料についてですが、地方自治法第 203 条及び 204 条に、地方公共団体は、特別職の地方公務員が常時勤務することを要する市長、副市長、教育長等の常勤の職員であるならば給料を支給しなければならず、常時勤務することを要しない議会の議員等の非常勤の職員であるならば報酬を支給しなければならない、となっております。

特別職の報酬及び給料の性格は、私達一般の職員の給料が生計費や民間賃金との均衡を考慮して決定されるのに対して、生活給的な要素を考慮せず、職務の特殊性に応じ、一切の給付を含めた対価であると定義づけられており、古賀市においてもそのような形で条例で定めております。

また、特別職の報酬及び給料のうち、議員の報酬は、議員自らが条例の議決を通して自己の報酬を決定することができる点において特異性を持っております。しかしながら、自己決定の法則があるとしながらも、適正な額を決定しない限り世論の批判を受けることもあります。そこで適正な額の判断として、第三者機関の意見を聞かなければならないとされており、古賀市においても事前にお配りした資料に添付しておりますとおり「古賀市特別職報酬等審議会条例」を制定しておるところでございます。

まずは、2 ページの資料2をお開きください。この条例の説明をさせていただきます。まず第1条につきましては、本審議会の設置目的として、「市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、古賀市特別職報酬等審議会を置く。」ということでこの条例の設置目的を規定しています。次に第2条に、審議会の所掌事項として、「市長は、議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給与の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。」ということで審議会の所掌事項が規定されています。第3条、委員について、「審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから必要の都度、市長が任命する。」と規定されており、ただ今任命させていただきましたとおりでございます。なお、当初10人の委員を任命する予定でしたが、1人体調不良とのことで欠員となり、9人ということになっております。そして2項です。「委員は、当該諮問に係る審議が終了した時は、解任されるものとする。」という事で答申等出た時点で解任ということになります。続きまして第4条、会長について。「審議会に会長を置き、委員の互選により定める。」ということで、後で会長の選出をお願いいたします。2項は省

略させていただきます。3項といたしまして、「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。」ということをございまして、これにつきましては、後ほど会長が決まり次第、会長から職務代理者を指定していただきます。第5条、会議について、「審議会は会長が召集する。」ということで、次回からの召集は会長名で行わせて頂きます。2項、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」ということをございます。そして第6条の庶務について、「審議会の庶務は、給与に関する事務を所管する課において処理する。」ということで、給与は私ども人事課が所管しておりますので、庶務につきましては、人事課が処理させていただきます。それから第7条雑則についてですが、「この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、市長が定める。」となっておりますが、特段この雑則に係るものについて今のところ必要な事項については定めておりません。以上の内容で、古賀市特別職報酬等審議会が条例により設置されるといことをございます。よろしくお願いたします。

## 2. 自己紹介

[委員からそれぞれ自己紹介] 資料1

## 3. 会長の互選

[会長は特に立候補が無かったため事務局より宗像優委員に依頼、宗像優委員承諾。全委員承認により、宗像優委員を会長に選任。]

[宗像会長より、宮本勇雄委員を職務代理者に指定、全委員承認。]

## 4. 諮問

[副市長から会長に対し諮問]

### ■副市長

古賀市特別職報酬等審議会会長様 古賀市長竹下司津男 特別職の報酬等について(諮問)古賀市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、古賀市議会の議員の報酬及び市長、副市長及び教育長の給料の適正額についてご審議のうえ、ご答申賜りたくお願いたします。よろしくお願いたします。

[副市長退席]

### ■人事課長

なお、今回の諮問につきましては、白紙とさせていただきます。今回改定するのかもしれないのかという事も含めまして額の決定を委員の皆さん方でご審議をお願いしたいと思っております。

10ページ、11ページの資料6と7の改訂経緯をお開きください。市議会議員につきましては、平成14年4月、三役につきましては、市制施行時の平成9年10月から据え置きとなっております。副市長については、平成17年8月に、助役と収入役の中間値の68万9千円として以来の据え置きでございます。

前回平成18年度にご審議いただいてから8年が経過していることから、審議会を開催させていただいております。これまで、市長、副市長、教育長においては、他の自治体も行っているように財政状況等を踏まえた政策的な観点から減額も行っておりますが、この審議会では、減額前すなわち本来の報酬の額を審議していただきたいと思っております。

なお、今回の審議会は全部で3回を予定しており、本日第1回目は資料の説明、その資料に対しての質

疑応答、また追加資料についてのご意見を承りたいと思っております。もし資料追加のご要望がございましたら、次回までには準備し、事前にお配りいたします。2回目には、今回の説明を受け、給料や報酬の額が適正であるかどうかをご審議いただきたいと思っております。そして3回目には、2回目でご審議いただき、ある程度の答えを出していただいたものを、事務局の方で答申(案)として作成いたしまして、それを3回目で再度ご審議いただき答申として固めていただきたいと思いますと思っております。

前置きが長くなりましたが、それでは続きまして、5番目の審議会の公開についての協議に入りたいと思います。

なお、会長も選出されましたので、宗像会長の議事進行によりまして、進めていただければと思いますので会長よろしく願いいたします。

## 5. 会議及び議事録公開の取り扱いについて

[古賀市情報公開条例に基づき、会議を公開とする事務局案のとおり全委員承認]資料4

- ・会議は公開とする。傍聴者数は会場の都合から10名以内とする。
- ・傍聴要領については事務局案のとおり。
- ・会議録は発言者氏名を伏せ要約筆記とし、委員の承認を得た上で公開とする。

### ■人事課長

現状報告及び審議資料の説明に入りたいと思います。これからは会長も選出されましたので会長の議事進行によりまして、進めさせていただきたいと思っておりますので会長よろしく願いいたします。

## 6. 現状報告及び審議資料説明

[特別職の改訂経緯及び福岡県内他市との比較を事務局より説明]資料3～13

[質疑応答]

会 長

それでは、資料に対しての質問、またこのような資料がほしい等あれば、ご意見を。

委 員

10ページの資料6で、平成13年に四役について答申しているが、翌年4月に減額したということか。

■行政管理係長

平成13年の答申では増額となっている。市長を例にすると、平成14年4月1日に875,000円となっているが、平成9年10月1日も875,000円であり、平成14年は現状維持。答申は増額であったが、増額しなかった。

会 長

資料7にも、いつから現在の額になっているかということが示されている。

もう一度確認だが、今回の審議会では、これらの資料に示されている報酬月額本体について妥当かどうか審議するということであるので、よろしく願いたい。

ご意見・ご質問等あればお伺いしたい。

委 員

他の市の議員定数は分かるか。

■行政管理係長

資料23ページの「基礎データ3」が該当。

■人事課長

補足させていただく。最新では古賀市の議員定数は19人。11ページの資料7では議員定数20。この差異は、平成22年の議員の改選に伴い、1人減少したことによるもの。

□委員

資料6の改正経緯で、平成13年度の答申で市長から教育長までは答申通りではなく現状維持となっている。議員の報酬については答申通り。この違いの理由は、

■行政管理係長

このときは議員報酬のみ諮問、増額の答申が出て、答申通り議員報酬を増額している。四役については、諮問をしていない状況であったが、審議会のほうで四役についても増額すべきとの答申が出されたが、増額は見送っている。

議員だけが増額となっている理由としては、他市との比較や社会情勢等の状況を見た中で、議会についてのみ増額するという審議がなされたものと思われる。

□委員

四役だけが増額見送りとなったのはなぜか。

■人事課長

説明させていただく。今回は3役と議員両方諮問しているが、平成13年度の諮問では議員だけについて諮問し、答申をいただくこととなっていた。このときの審議会の皆様が、「四役についても見直したほうがよい」という、諮問外の答申をされたことを受け、四役のほうで、やはり現状維持のほうがよからうという判断されたという流れでこのようになっている。

■総務部長

手続きとしては、報酬審議会で答申いただくということが条例改正の根拠となる。議員については諮問して答申通りに改訂させていただくが、四役については元々市から諮問していなかったため、せつかく諮問外のご意見としていただいたが、それを根拠に給料を改定することまではできなかったということ。

□委員

今回、月額改正ということだが、例えば市長を例とすると月額では16位で年額では11位。この差異は、期末手当を支給していないあるいは少ない市があるということか。

■行政管理係長

月額と年額で順位が異なるということで、10ページの資料9で、各市の月額給料を記載している。年額は、給料と期末手当(ボーナス)を合わせて計算している。期末手当分は、右側の地域手当、役職加算、支給月数が影響する。古賀市長を例とすると、月額の875,000円に役職加算の25%を上乘せし、支給月数2.95をかける。月額12か月分と期末手当を足したものが、12ページの資料8の下段の年額となる。月額と順位が違うというのは、期末手当の役職加算や支給月数が市によって違うことが原因。

□委員

月額だけではなく年額でみていかなければならないということか。

■行政管理係長

それも含めて審議いただきたい。

□委員

役職加算というのは一律25%なのか。市長だから高いということではないのか。

■行政管理係長

三役・議員一律25%である。

□委員

他の市も一律でそれが普通ということか。

■行政管理係長

そのとおり。

□委員

25%なのは糸島市と飯塚市と古賀市だけである。

□会長

確認させていただくと、役職加算と支給月数も含めて議論するというので。役職加算と支給月数は三役・議員とも同じということ。役職加算の25%は糸島市と飯塚市と古賀市だけであり、他市は15～20%であるということ、他市に比べると若干高いということであった。

せっかくの機会であるので、思いついたことを質問してほしい。

□委員

現在の財政状況は良いと思うが、研修棟の建設による影響はどうか。

■総務部長

まだ入札が終わっていないので何とも言えないので大まかに言うと、事業規模が約17億円で、補助金が半分ぐらいで残りは市のお金となる。そのうち大部分が起債、つまり借金ということになる。起債の償還には交付税ということで国のお金が入るため、最終的に市が負担するお金は、かなり大まかな計算ではあるが20%余り程度となる見込み。

市債は約130億なので、単純に言うとそこが4億円位増えることとなる。それを20年ぐらいかけて償還する。それ以外にも、他の起債分を償還していく。トータルで130億円という起債が多いのか少ないのかというと、県内26市の中で下から2番目の額で、市民1人あたりでいうと一番少ない。よって、大きく財政状況が悪化するという見込みは持っていない。

□委員

市職員から古賀市の給料は少なくて生活が苦しいと聞いたことがある。データ的にはどのようにしているか。

■人事課長

基本的には資料22ページの「基礎データ2」の下段、ラスパイレス指数がひとつの指標になる。

■行政管理係長

国を100とした場合に給料がどのぐらいかという数値で、古賀市は97ということで3%程度国より低い。

■総務部長

古賀市、福津市、宗像市は低い傾向。

□委員

古賀市、福津市、宗像市は地理条件に恵まれ交通の便が良いので給料が安くてもよいが、他市はガソリン代がかかるということも含めて給料が決まっているのではないか。

□委員

古賀市の物価指数は分かるだろうか。

■人事課長

本日は用意していない。古賀市ということでデータがあるかどうか分からないが、経営企画課等にも尋ねてお出しできるのであれば次回までにご用意したい。

□委員

古賀市の企業で働く正規社員の平均給与は、他市に比べて高いというデータがある。

□委員

五社会では、ベースアップは低かったり高かったりで一定ではない。

□会 長

11ページの資料7で、現在の額になる前は毎年のように増額されているが、その理由等が分かれば。また、毎年のように審議会を開催していたのか。

■行政管理係長

平成5年から8年頃にかけて、最下段にあるように国家公務員の給与勧告率が毎年増額で推移。そのような状況で毎年のように審議会を開催し、社会情勢も踏まえて増額改定されてきたものと思われる。

□委 員

社会情勢といえば物価も関係あると思う。この時期は物価も上がっていて、賃金のほうも増額となっているのであろう。

□委 員

毎年のように上がっていた頃は、毎年のように審議会を開いて答申したということか。

■行政管理係長

この当時は毎年のように審議会を開催していた。

□委 員

当時はまだ「古賀町」であった。平成9年に市になった。市になったときに他市のレベルに合わせている。

□委 員

2年前ぐらいには 59,000 人程度あった人口が、減ってきている。給料を上げるとなると、古賀市の状況が上がっていないといけない。5年10年先の見通しとして、どうなりそうか。商工業者の売上も工場の生産率もどんどん下がっているの、税金も下がってくると思う。増築を検討したが土地がないということで大きな企業がよそに出て行こうとしている。

□委 員

広い工場用地を探していた企業が、古賀市では土地がないので新宮町に行ってしまった例もある。商工業者の間でそのような話がある中で、将来の見通しやビジョンがあるのか出させていただいて検討したいと思う。

■総務部長

今のご質問は市長の立場でないと答えられない部分もあるが、人口については、福津市も新宮町も増えているが、何もしなければ微減していく地域である。人口が増えているのは新しい住宅が建っているから。それも10年以上前から計画されてきたのがやっと今実っているという状況。この場でははっきりお答えできないが、5年10年後の住宅政策や企業誘致をやりたいという思いはあるし、水面下での動きもある。

□委 員

そのような古賀市のビジョンが見えてくれば、我々も審議会の中で考えていけると思う。

□委 員

第4次マスタープランでは目標人口 65,000 人を掲げているが、今は微減。7,000 人ぐらい増えるのならば小学校が1つ増えるはず。人口は増えるように書いてあるが、学校の建設等は書いていない。マスタープランに書いたのだから、古賀市はもっと努力して企業誘致などを進めなければならない。

■総務部長

マスタープランの目標人口 65,000 人は、自然増では到達できない。自然増だけでは60,000 人ぐらいで止まる。それをあと 5,000 人増やすとなれば、企業誘致や住宅政策をしなければならないので、マスタープランの10年間でやっていこうということ。

古賀市は、福津市や新宮町よりも先立って開発が進んだ。商業面でもサンリブ一人勝ちという時期もあった。現在はイオンやイケアもできて古賀市の近隣が活発になっている時期。古賀市が先に伸び、周囲が追

いついてきたという状況であり、次にまた古賀市が伸びることは考えている。

□委員

イケアは最初古賀市に出店したかったが土地がなくて断念、イオンの出店が何らかの事情でできなくなった場所にイケアが入った。東京に何度も行ってお願いしたりして努力している。

■総務部長

新宮町も福津市も農地を宅地化・商業地化するのに10年以上かかっている。古賀市にも農振農用地指定の大規模な農地があり、いろいろ動いてはいるが、実際に土地が造成できて建物が建つまでには通常10年ぐらいはかかると思われる。

□委員

来年は市議選もあるが、議員の給料も上げたほうが頑張ってくれるのではないかとも思う。

□委員

古賀市は工業生産高が9番目である等、恵まれている。高速のインターの出入口も3号線と二日市線の2箇所ある。農地は農振がかかっているだろうけど、粕屋町は熊本の農政局に何十回と出向いて農振を外して大きな流通センターを作った。古賀市はあぐらをかいているとまでは言わないが、そのような努力が必要。ちょっと検討しただけで農振を外れないというのではなく、古賀市全体の問題として考えて、働きかけをしながら人口を増やすようにしなければならない。そのよう中で特別職の報酬も考えていくべきである。

■総務部長

我々も、古賀市で操業いただいている企業が土地の不足を原因に出て行かれるということは何としても阻止したいので、古賀市のやれることをやっていきたいと考える。

□委員

長きにわたり古賀に貢献した企業が、土地がないことが原因でよそへ出てしまうようなことがあれば淋しい。

■人事課長

財政状況については、過去3年間ではあるが26ページのA3の資料に示している。一つの指標としてご覧いただければと思う。

□委員

話は戻るが、何もしなければ人口も減る。どんどんやって財政が良くなないと、市民が恥ずかしい。

□委員

葬儀場ばかりできている。

□委員

今の報酬自体も、高いのか安いのか分からない。仕事内容や責任の度合い、三役と議員の差が本当にこれでいいのかとか、責任の度合い等で金額も決まってくると思うが、それが人口の多さなのか、他の指標なのか、どこを見てこれぐらいが妥当と判断したらよいのだろうか。

□委員

生活給ではないということも難しい。

□委員

市職員の最高給与の年額はどれぐらいか。

■総務部長

税込みで年額860万円ぐらいが最高額。ボーナスや手当も含めて。

□委員

昔は1,000万円を超えていたと聞くが。

■総務部長

噂はあったのかもしれないが、最高で900万円を超えた時期がわずかにあって、それから下がっていった。三役と逆転したことはないと思われる。行財政改革で三役の給料を10%カットすることを検討した際に、教育長まで10%カットすると一番高い部長の給与と逆転してしまう可能性があるということで5%カットとした経緯がある。

□会 長

先ほど委員から何を見て適正額か判断したらよいのかというご意見がある中で、参考として市の職員の最高額や、三役との差について関連の質問があったが、それ自体もこの審議会で考えるということか。

■総務部長

そこは審議会で議論いただきたい。

□委 員

三役は常勤、議員は議会等がある時だけなので、同列には扱えない。

□会 長

これについては8ページの資料5にも出ている。例えば、人口規模が似ている自治体と比べるのも一つであるし、近隣の自治体を見るのも一つかもしれない。そのあたりも含めて、どうすべきか議論していく必要がある。

□委 員

議員については、議員報酬のほかに議会中は費用弁償の2,500円が支給されるが、報酬月額には関係ないのか。

■総務部長

費用弁償は旅費相当分として支給されているので別である。

□会 長

議員関係では月額報酬だけを決めるということで、費用弁償や政務活動費等は別ということになる。

□委 員

議会とか委員会ほどの程度開催されているのか。

■人事課長

議会関係の日数については、次回資料をご用意したい。

□委 員

議員の政務活動費はいくら支給されているのか。

■人事課長

月額1万円、年額12万円。

□委 員

12万円は全額支給か。

■人事課長

議員から申請を受けて支給。使途について報告を受ける。12万円以内であれば差額は返還していただく。

□委 員

やはり領収書をつけて。

■人事課長

そのとおり。福岡県や福岡市と比べると、古賀市は最低限の金額。

□委 員

議員の旅費について、北海道とくに視察研修に行っておられるが、公費で出ているのか。

■人事課長

全部ではない。例えば常任委員会としての先進地視察は公費で出しているが、会派で行かれる場合などは自費等でされている。政務活動として行かれる場合は政務活動費となる場合はあるが、それ以外に個人の議員活動の中で行かれる場合は自費。

□会 長

これ以外に質問や必要な資料のご意見は。

今までのところを確認させていただくと、

- ・三役は平成9年以来現状維持である、議員は平成14年以来現状維持。
- ・年額で見たときは期末手当等も絡むので年額でも見る必要がある。
- ・とりわけ役職加算の25%は県内でも一番高いのでどうなのか。
- ・古賀市の今後の状況や見通しも含めて考えなければならないというご意見もあり過去3年分の財政数値はあるが今後についても見ていく必要がある。
- ・何を見て比較すればよいのかということで、人口比なのか近隣他市の状況なのか、市職員の給与との関係も踏まえる必要があるのではないかということについては、今回配布された資料を見ていただく。
- ・議員については費用弁償や政務活動費は含まない。

□委 員

他市の三役の給料はいつからこの金額なのか。

■人事課長

県内26市確認できるか分からないが、お調べさせていただく。

□委 員

近隣だけでもよい。

■行政管理係長

宗像市は平成17年。福津市も平成17年で合併時に改定、議員は市のレベルに合わせて平成18年に増額があっている。

□委 員

物価がデフレになったこともあって上がっていないということもあるようだ。行財政改革もあった。

□委 員

民間との差も関係しているようだ。

□会 長

第1回は事務局から資料をいただいて意見を出し合うという形で進めさせていただいた。第2回では今回の議論を踏まえ、新しい資料も含めて議論し、意見を取りまとめることができればと思う。各委員から、どうすべきかというご意見を述べていただくことになる。その際の考え方はいろいろあると思うが、例えば三役と議員一括でという見方もできるかもしれないし、三役と議員を分けて見ることも可能だろうし、それぞれに対して見ることもできるだろうし、各委員それぞれの見方があると思うので、そのあたりも含めて次回述べていただければと思う。

本日は時間も遅くなってきたので、このあたりにさせていただきたいと思うが、会議終了の後も、質問や必要な資料があれば対応するとのことであるので、事務局にご連絡いただければと思う。

■人事課長

先ほどあった追加資料のご要望について確認させていただきたい。

- ・物価指数について、古賀市だけの数値が取れるか分からないが調べてお出しする。
- ・議員の年間出席日数。

□会 長

実質的な審議は第2回ということであるので、次第7「その他」に入る。

## 7. その他

[日程調整]

第2回は平成27年1月6日(火)19:00～

### ■行政管理係長

本日の報酬と費用弁償は口座振込。1月7日予定。

□会 長

それでは、皆様お疲れ様でした。第1回古賀市特別職報酬等審議会を終了したいと思います。第2回もよろしくお願いいたします。